

# 春日井市消防水利設置基準

春日井市消防本部

(趣旨)

第1 この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に基づき、消防に必要な水利及び標識の設置、維持管理並びに消防隊が有効に使用できる水利の確保について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この基準における主な用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 消防水利 法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

例 消火栓、私設消火栓、防火水槽、指定消防水利等

(2) 防火対象物 法第2条第2項に規定する対象物をいう。

(3) 指定消防水利 法第21条第1項の規定による水利のうち、消防隊が有効に使用できる水利をその所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）の承諾を得て、消防水利として消防署長が指定した水利をいう。

(4) 緊急水利 法第30条第1項の規定による水利をいう。

(5) 消火栓 春日井市上下水道部が管理する上水道配水管に取り付けられた消火栓をいう。

(6) 私設消火栓 工場、事業所等に敷設された給水管に取り付けられた消火栓をいう。

(7) 防火水槽 消防用水を貯留することを目的として建造された水槽をいう。

(8) 消防用水 法第17条第1項に規定する消防用設備等の消防用水をいう。

(9) 消防水利標識 消火栓標識、防火水槽標識及び指定消防水利標識の総称をいう。

(10) 市街地 消防力の整備指針第2条第1項に定める区域で、本市においては広域な田畑、山地等を除く市内全域をいう。

(11) 用途地域 都市計画法第8条第1項第1号で定める用途地域をいう。

(12) 開発者 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う者をいう。

(消防水利の要件)

第3 消防水利は、次の各号に適合するものであること。

- (1) 消防水利は、常時、消防ポンプ自動車等が容易に接近し、取水できるものであること。
- (2) 取水可能な貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
- (3) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (4) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- (5) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

(消防水利の配置)

第4 消防水利は、市街地の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域に該当する地域については100メートル（1辺140メートルのメッシュ）、その他の用途地域又は用途地域の定められていない地域については120メートル（1辺170メートルのメッシュ）以下となるように設けるものとする。

- 2 消防水利の配置は、消火栓のみが偏らないように半径140メートル（1辺250メートルのメッシュ）の範囲に消火栓以外の消防水利を配置するものとする。
- 3 耐震性を有する消防水利の配置は、前2項とは別に、市内の山林、田畑、大規模事業所等を除く範囲について、木造住宅密集地、道路狹隘地区、自主防災組織の活動が期待できる地域、用地占用が50年以上可能、湧水のない場所等を考慮し、半径280メートル（1辺500メートルのメッシュ）に計画的に耐震性防火水槽1基以上設置する。ただし、1辺500メートルのメッシュによる配置が概ね完了した時点をもって、前項の基準により配置する。

(消火栓の要件)

第5 消火栓は、原則、地下式「町野式」とし、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられているものでなければならない。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

(私設消火栓の要件)

第6 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開放したときに、第3第1項第2号に規定する給水能力を有するものでなければならない。

(防火水槽の要件)

第7 この基準施行後に新たに設置される防火水槽は、耐震性を有する容量40立方メートル以上の地下埋設型を原則とし、次の各号に適合するものであること。ただし、設置方法について、地下埋設型の設置が困難な場合は、地上設置型を設置することができるものとする。

- (1) 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月消防消第69号）に定める耐震性貯水槽の規格を有するもの。
- (2) 工場において生産された部材を使用して建設される防火水槽は、二次製品等防火水槽等認定規程（平成13年4月消安セ規程第8号）に定める耐震性貯水槽の規格を有し、認定を受けたものであること。

2 非耐震性防火水槽については、周囲の消防水利、住宅密集状況、道路状況等を勘案し、計画的に耐震性防火水槽に変更していくものとする。

(開発行為等に伴う協議)

第8 春日井市開発行為等に関する指導要綱第22条に基づく消防水利は、別に定める「開発行為における消防水利設置指導基準」に従い、開発者と協議の上設置するものとする。

(消防水利標識の設置及び路面等の標示)

第9 消防水利標識の設置及び路面等の標示は、消防水利の所在を明確にし、違法駐車等付近の障害物を排除して円滑な消防活動を図るために行うものとする。

2 設置等に関する必要な事項は、別に定める「消防水利標識の設置及び路面等の標示に関する基準」のとおりとする。

(消防水利の指定)

第10 消防水利の指定は、消防活動上必要と認める地域を対象とし、法第21条第1項に基づき、消防署長が行うものとする。

2 前項の規定に基づき消防水利を指定するときは、当該水利の関係者と協議し、指定消防水利に係る合意書（第1号様式）により行うものとする。

3 指定消防水利の解除について関係者から申出があった場合は、指定消防水利の合意に

係る解除届出書（第2号様式）により、指定消防水利の解除を行うものとする。

4 消防水利の指定に関する必要な事項は、別に定める「消防水利指定事務要領」のとおりとする。

（緊急水利に係る協定）

第11 消防署長は、法第30条第2項に基づき、火災の際における水利の使用及び管理について協定を締結するときは、当該水利の関係者と協議し、緊急水利に係る協定書（第3号様式）により行うものとする。

（消防水利状況の把握）

第12 消防署長は、消防活動における消防水利の効率的な運用を図るため、次の各号に掲げる消防水利状況の把握に努めなければならない。

- (1) 消防水利の設置状況
- (2) 消防水利の指定又は指定解除の状況
- (3) 消防水利の使用不能又は故障の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防水利に関する異常状況

（消防水利の確認）

第13 消防署長は、消防水利の設置、取替、修理等に係る通知がされたときは、次の各号について確認しなければならない。

- (1) 消火栓のスピンドルキャップと鉄蓋裏面との間隔が30センチメートル以上40センチメートル以下となるように設けられていること。
- (2) 消火栓本体が栓室の中央に取り付けられ、吸管の結合が容易にできる状態であること。
- (3) 消火栓の口金、抜き輪、開閉栓及び口金キャップが正しく取り付けられていること。
- (4) 消火栓開閉栓の回転は円滑で、止水が完全であること。
- (5) 消火栓の栓室が垂直に取り付けられ、コンクリートブロック等の継ぎ目にずれ等がないこと。
- (6) 消火栓の鉄蓋がコンクリートブロックに正しく据え付けられ、かつ、路面との段差がないこと。
- (7) 消火栓の通水状況が良好なこと。
- (8) 防火水槽の入水口に鋼性の蓋が正しく据え付けられ、蓋の設置面に段差等の障害

がないこと。

(9) 防火水槽の貯水状況が良好なこと。

(10) その他必要と思われる事項

3 消防署長は、現地確認を行った後、異常等が認められた場合は、速やかに関係部署へその旨の連絡を行うものとする。

(消防水利の点検等)

第 14 消防署長は、管内の消防水利について、常時使用できる状態を保持するとともに、消防水利及び消防水利標識に起因する事故防止の徹底を図るため、定期的に点検し整備を行わなければならない。

2 飲料水兼用耐震性防火水槽については、飲料水として使用可能な耐震性防火水槽の性能を維持するため、別に定める「飲料水兼用耐震性防火水槽改修及び清掃計画」により定期的な改修と清掃を行うこととする。

(異常消防水利の処置)

第 15 消防署長は、消防水利又は消防水利標識の異常を知ったとき、又は異常が発生するおそれがあると認めたときは、速やかに次の各号に掲げる必要な措置を施さなければならない。

(1) 関係機関への連絡

(2) 異常が発生するおそれがある場合は、必要な応急措置を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、消防署長が必要と認める措置

(消火栓使用に伴う届出)

第 16 消防署長は、春日井市水道事業給水条例施行規程第 12 条に基づき、演習等を行うため消火栓を使用する場合は、使用する 3 日前までに消火栓演習使用届（第 12 号様式）を上下水道部に提出しなければならない。また、火災等で消火栓を使用したときは、消火栓火災使用届（第 13 号様式）を上下水道部に提出しなければならない。

(防火水槽等の水量確保)

第 17 消防署長は、防火水槽を使用したとき、又は減水状態であることを確認したときは、速やかに水量の確保に努めなければならない。また、指定消防水利が減水している事を確認した場合は、当該水利の関係者に水量の確保に努めるよう依頼するものとする。

(非耐震性防火水槽の撤去)

第 18 私有地に設置されている非耐震性防火水槽について、土地所有者等から撤去要望があった場合は、周囲の消防水利状況等を勘案して撤去するものとする。撤去方法等については、その都度協議し、決定することとする。

(消防水利関係簿冊等)

第 19 消防署長は、次の各号に掲げる消防水利に関する必要な書類、簿冊等を備えなければならない。また、電子データベース保存ができる場合は、データベース化するものとする。

- (1) 消防水利台帳
- (2) 指定消防水利関係簿冊
- (3) 緊急水利に係る協定書関係簿冊
- (4) 消火栓、防火水槽調査関係簿冊
- (5) 消火栓設置等関係簿冊
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防署長が必要と認める書類

2 消防水利関係簿冊に関する必要な事項は、別に定める「消防水利関係保管文書基準」のとおりとする。

(消防水利設置等の計画)

第 20 消防署長は、消防水利設置等の計画及び維持管理を円滑に行うため、所属長等と協議を行い、計画等を策定するものとする。

(委任)

第 21 この基準に定めるもののほか、消防水利に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

平成 14 年 4 月 1 日から運用している春日井市消防水利設置基準を廃止し、本基準を、平成 28 年 8 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 11 月 1 日から運用する。